

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定により従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条第一項において準用する第二十八条第三項の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対する適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第五十条 第五条第一項及び前節（第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十九条、第三十四条及び第四十五条を除く。次項において同じ。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

2 第五条（第一項を除く。）、前節及び第四十六条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

第三章 療養介護

第一節 基本方針

第五十一条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第二条の二に規定する者に対し、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第五十二条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準により算定した員数以上
- 二 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上
- 三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が常勤換算方法で利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、その置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を、生活支援員の数に含めることができるものとする。
- 四 サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として

知事が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

4 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者(同項第一号及び第二号に掲げる者を除く。)は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第三号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十六号。以下「指定入所施設基準条例」という。)第五十三条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定医療機関(児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)の設置者である場合であつて、指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第五十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第五十四条 指定療養介護事業所は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づき病院と

して必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第五十四条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(入退所の記録の記載等)

第五十五条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告しなければならない。
- 3 前二項の規定は、受給者証記載事項の変更について準用する。

(サービスの提供の記録)

第五十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定療養介護を提供したことについて、当該支給決定障害者の確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第五十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、当該支給決定障害者から、当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び法第七十条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。
- 3 指定療養介護事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 日用品費

- 二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービス内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第五十八条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額と法第七十条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額との合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、当該合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第五十九条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費又は療養介護医療費の支給を受けた場合は、当該支給決定障害者に当該介護給付費又は療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第五十七条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

第六十条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第六十一条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に、指定療養介護に係る個別支援計画（以下「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとす

- る。
- 2 サービス管理責任者は、前項に規定する療養介護計画の作成（以下「療養介護計画の作成」という。）に当たっては、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等の評価を通して、適切な方法により、当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討しなければならない。
 - 3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。
 - 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を定めた療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、療養介護計画の原案には、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて定めるよう努めなければならない。
 - 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
 - 6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し第四項の療養介護計画の原案の内容について説明し、書面により当該利用者の同意を得なければならない。
 - 7 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成をした際には、当該利用者に対し当該療養介護計画を記載した書面を交付しなければならない。
 - 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成をした後、当該療養介護計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。
 - 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 定期的に利用者に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
 - 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。
（サービス管理責任者の責務）

第六十二条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の申込みに際し、当該利用の申込みをした者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外の事業所等に

における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

- 一 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると思われる利用者に対し必要な支援を行うこと。
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第六十三条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の確かな把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第六十四条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第六十五条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第六十六条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第六十七条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っている時に当該利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、他の専門医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第六十八条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

ない。

- 一 正当な理由がなく指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為により介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第六十九条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

(運営規程)

第七十条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第七十五条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第七十一条 指定療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、その従業者により指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第七十二条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第七十三条 指定療養介護事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定療養介護事業所の周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制に従業者、利用者等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

（衛生管理等）

第七十四条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（揭示）

第七十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該指定療養介護を利用しようとする者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第七十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（地域との連携等）

第七十七条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第七十八条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 療養介護計画に係る記録
- 二 第五十六条第一項に規定するサービスの提供の記録
- 三 第六十八条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第七十六条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 次条において準用する第四十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(準用)

第七十九条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十八條、第三十九條第一項及び第四十条から第四十二条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第七十条」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十七條第一項」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

第一節 基本方針

第八十条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の四に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第八十一条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。
 - (1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上
 - (2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上
 - (3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上
 - ロ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一人以上とする。
- ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対し日常生活を営むために必要な機能の

減退を防止するための訓練を行う場合において、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

二 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第八十二条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)のほか、これと一体的に管理運営を行う事業所(同項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 前項の場合において、指定生活介護事業者は、主たる事業所又は従たる事業所ごとに、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する常勤の従業者(サービス管理責任者を除く。)を、それぞれ一人以上置かなければならない。

(準用)

第八十三条 第五十三条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第八十四条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室 次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。
- 4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第八十五条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 創作的活動に係る材料費
- 三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定生活介護事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定生活介護事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第三項第一号に掲げる費用の支払に係る取扱いについては、知事が定めるところによるものとする。

(介護)

第八十六条 介護は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えな

なければならない。

- 4 指定生活介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、常に一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第八十七条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防しん設備、消火設備等の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を適切に講じなければならない。

(工賃の支払)

第八十八条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

(食事)

第八十九条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無(当該提供を行う場合にあつては、その内容及び費用に関する事項を含む。)について説明し、その同意を得なければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮して適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため必要な栄養管理を行わなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第九十条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該利用者の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第九十一条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号の

いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由がなく指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為により介護給付費又は特例介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第九十二条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第九十五条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第九十三条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第九十四条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第九十五条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の当該指定生活介護を利用しようとする者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(準用)

第九十六条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、第三十八條から第四十三條まで、第六十条から第六十三條まで、第六十九條、第七十一条から第七十三條まで及び第七十六條から第七十八條までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「第三十三條」とあるのは「第九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第八十五條第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十五條第二項」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第九十六条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第九十六条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第九十七条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第二百六條に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第九十三條第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二條に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三條第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第九十五條第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者の数が指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当生活介護を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第九十八条 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が、地域において生活介護が提供されていない

こと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。）が二十五人以下であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）が登録定員の二分の一から十五人までの範囲内であること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号の居間及び食堂をいう。）が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第九十九条 第八十五条（第一項を除く。）の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第五章 短期入所